

最低賃金情報

上海市を始め各地の人力資源和社会保障局から2017年の最低賃金の調整が通知されています。最低賃金の上昇は人件費の底上げとなりますので、これらの通知は今後の事業計画にも影響します。

改定のあった各地の最低賃金（一部）

（単位：人民元）

地域	調整後	調整前	上昇率	適用開始時期
上海市	2,300	2,190	105.02%	2017年4月1日
深圳市	2,130	2,030	104.93%	2017年6月1日
天津市	2,050	1,950	105.13%	2017年6月1日
江蘇省	1,890	1,770	106.78%	2017年4月1日
山東省	1,810	1,710	105.85%	2017年6月1日
福建省	1,700	1,500	113.33%	2017年7月1日
湖南省	1,580	1,390	113.67%	2017年7月1日

2016年に改定をしなかった福建省や湖南省は13%の上昇をさせており年間6%程度の上昇は既定路線となっています。

最低賃金に含まれないものは各地で多少の違いがありますので、通知等を確認する必要があります。

上海市の場合は、雇用単位が支払う下記の項目は最低賃金に含まれません。

- ①時間外労働の割増賃金
- ②中夜勤手当、夏季高温手当及び有毒有害などの特殊労働環境下の職位手当
- ③食事手当、通勤交通費手当住宅手当
- ④個人が法律に基づき納付する社会保険費及び住宅公積金